改正後	改正前
⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。 8～10　［略］ 四　［略］	7～9　［同左］ 四　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（船主相互保険組合法施行規則の一部改正）

第三条　船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年大蔵省・運輸省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別紙様式第１号（第27条関係） （日本産業規格Ａ４） 年度（　年　月　日から 　年　月　日まで）業務報告書 年　月　日 金融庁長官　殿 住　所 組合名 代表理事 組合長　氏　名 　年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目　次 ［第１～第８　略］ （記載上の注意） ［１・２　略］ 第１　［略］ 第２　年度（　年　月　日現在）貸借対照表 ［表略］ （記載上の注意） １　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 ⑴　［略］ ⑵　次に掲げる会計方針に関する事項 ［①～⑨　略］ ⑩　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）	**別紙様式第１号**（第27条関係） （日本産業規格Ａ４） 年度（　年　月　日から 　年　月　日まで）業務報告書 年　月　日 金融庁長官　殿 住　所 組合名 代表理事 組合長　氏　名 　年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目　次 ［第１～第８　同左］ （記載上の注意） ［１・２　同左］ 第１　［同左］ 第２　年度（　年　月　日現在）貸借対照表 ［同左］ （記載上の注意） １　［同左］ ⑴　［同左］ ⑵　［同左］ ［①～⑨　同左］ ［加える。］